Vietnam Mediation Centre
HEADQUARTER IN HANOI
No 9 Dao Duy Anh, Dong Da, Hanoi
(+84-24) 3 574 4001 - (+84-24) 3 574 3001
HO CHI MINH CITY BRANCH
No 171 Vo Thi Sau, District 3, Ho Chi Minh City
(+84-28) 3 932 1632 - (+84-28) 3 932 0119
www.vmc.org.vn
info@vmc.org.vn

調停規則

ベトナム国際仲裁センター　ベトナム調停センター部門

平成 30 年 7 月 1 日施行

第一条: 適用 2
第二条: 定義 2
第三条: 調停合意がある場合の調停開始 2
第四条: 調停合意がない場合の調停開始 3
第五条: 調停人の選定 3
第六条: 代理人及び補佐人 4
第七条: 調停人の 役割及び義務 4
第八条: 調停の実施 4
第九条: 通知及び書面の回付 5
第十条: 調停における当事者の義務 6
第十一条: 秘密保持 6
第十二条: 調停和解合意 6
第十三条: 調停手続きの終了 7
第十四条: 調停手数料及び費用 7
第十五条: 総則 8
モデル調停条項 8

調停規則

ベトナム国際仲裁センター　ベトナム調停センター部門

平成 30 年 7 月 1 日施行

第一条：適用

1. ベトナム調停センター　（ベトナム国際仲裁センターの一部門である）の調停規則（以下「本規則」という。）は、ベトナム調停センターにおける調停を通じて紛争を解決するために適用されるものとする。
2. **両当事者は、ベトナム調停センター及び調停人の書面による同意を得て、本規則のいずれかの規定を除外、修正又は補足することに合意することができる。ただし、その除外、修正及び補足が法律の強行規定に違反してはならない。**
3. **本規則のいずれかの規定が法律の強行規定に抵触する場合、法律の規定が優先する。**

第二条：定義

本規則において、

1. 「本センター」とは、ベトナム国際仲裁センターの一部門であるベトナム調停センターを意味する。
2. 「調停人名簿」とは、本センターの調停人名簿を意味する。
3. 「調停合意」とは、契約条項又は別の調停合意の形式による書面による合意であって、それにより、両当事者が、本規則に従い本センターにおける調停を通じてその潜在的又は顕在化した紛争を解決することに合意するものをいう。
4. 「調停和解合意」とは、調停の結果であり、それにより、両当事者が、紛争の全部又は一部について和解による解決に合意するものをいう。

第三条：調停合意がある場合の調停開始

1. 調停の開始を希望するいずれかの当事者は、調停合意と共に調停申立書を本センターに送付するものとする。
2. 調停申立書は、次に掲げる情報を含めることができる。
   a. 調停申立書を作成した年月日。
   b. 紛争当事者の氏名（名称）及び住所。
   c. 紛争の概要。
   d. 調停における解決方法の申立て（金銭的価値の申立て及びその他の申立て（もしあれば）を含む。

dd. **調停の申立人から調停人として指名を受けた者の氏名又は調停人の指名方法若しくはその基準にかかる申立人の提案。**

e. 申立人が法人の場合、法的代表者又は授権代理人の署名。申立人が個人の場合は、その個人又は授権代理人の署名。

3. 申立人から調停申立書及び本規則第14条に基づく調停手数料を受領してから5営業日以内に、本センターは、相手方に対し、通知及び調停申立書を送付するものとする。相手方は、その通知を受領してから10日以内に、本センターに対し、答弁書を送付するものとする。

4. 調停手続きは、本センターが調停申立書及び申立費用を受領した日に開始するものとする。相手方が調停を拒否し、又は本センターに答弁書の送付を怠った場合、調停手続きは、本規則第13条に従い終了するものとする。

第四条：調停合意がない場合の調停開始

1. 調停合意がない場合、調停開始を希望する当事者は、本センターに対し、本規則に従い本センターにおける調停を通じて紛争を解決することの相手方に対する提案を含む調停申立書を送付するものとする。

2. 本センターは、調停申立書を受領してから5営業日以内に、相手方に対し、検討のため、調停申立書を転送するものとする。調停申立書の受領日から10日以内に、相手方は、本センターに対し、調停に応諾するか、又はそれを拒絶するかについての答弁書を送付するものとする。本センターは、最大の努力をもって、両当事者が調停合意に至るよう支援することができる。

3. 相手方が調停を応諾した場合、本センターは、本規則第3条の規定に従い、両当事者を指導するものとする。

4. 相手方が調停を拒否し、又は本センターに対する答弁書の送付を怠った場合、本規則に基づく調停は行わないものとする。

第五条：調停人の選定

1. 両当事者は、調停人について相互に合意し、その調停人を本センターに通知するものとする。その調停人が調停人名簿に記載されていないときは、両当事者は、その者が法律の規定により調停人であることを証する証拠を提出するものとする。両当事者が調停人について合意に達しない場合、又は調停人の選定方法についての合意がない場合、本センターの長が、両当事者の代わりに調停人を選定するものとする。

2. 調停人を選定するにあたり、本センターの長は、調停人の基準に関する両当事者間の合意（もしあれば）を誠実に考慮するものとし、適切な調停人を選定するため、国籍、調停言語の能力、専門レベル、勤務経験、スケジュールの空き状況及び調停を行う能力からなるその他の調停人の資質を検討することができる。選定された調停人は、必ずしも調停人名簿に登載されている必要はない。

3. 選定を受諾する前に、調停人候補者は、本センターに対し、その独立性、公平性、客観性及び誠実性又は調停人に対する両当事者の要件（もしあれば）を満たさないおそれのある事実又は状況を、速やかに書面にて開示するものとする。本センターは、両当事者に対してその開示事項を通知し、それでもなおその調停人が調停を実施することについて両当事者が明示的に合意するのでない限り、両当事者に対し、別の調停人を選定することについて合意するか、又は調停人の選定を本センターに要請するよう指示するものとする。他の調停人の選択及び選定は、本条第1項及び第2項の規定に従って行う。

第六条：代理人及び補佐人

1. 両当事者は、本人自身が調停に参加することができ、又は代理人若しくは補佐人を選任することができる。その代理人及び補佐人の氏名及び住所は、調停人及び他方当事者に書面で通知されなければならない。通知には、各人が通知する当事者の代理人又は補佐人であることを記載しなければならない。
2. 代理人を選任する場合には、当該代理人には、紛争を解決するために必要な権限が十分に付与されていなければならない。

第七条：調停人の 役割及び義務

1. 調停人は、両当事者が紛争の解決に至ることを支援するにあたり、常に独立、公平、客観的かつ誠実でなければならない。調停人は、調停手続きを通じて、上記第5条第3項に定める開示義務を負う。
2. 調停人は、事件の状況、当事者の希望及び紛争の迅速な解決の必要性を考慮して、当事者の同意を得て適当と認める方法で調停を実施する。
3. 調停人は、調停のいかなる段階においても、紛争を和解で解決する旨の提案をすることができるが、当事者に対し、和解を強いてはならない。その提案について、その理由に関する陳述を行う必要はない。
4. 調停人は、両当事者による別段の合意がない限り、いずれかの当事者の代理人又は弁護人であってはならず、現在調停している又は調停した紛争の裁定人又は仲裁人であってはならない。

第八条：調停の実施

1. 本センターは、両当事者と協議の上、以下を含む調停手続きの事務を取りまとめるものとする。
   a. 両当事者の合意に基づき、本センター又は他の会場における調停期日のための会議室を手配し、日付を決

定すること。

b. 両当事者及び調停人間の情報及び書面のやりとりを取りまとめること。

c. その他の事務的なサポートの提供。

2. 調停を開始する際、調停人は、各当事者に対し、争いのある事項についての意見の提出を求めることができる。

3. 調停人は、両当事者との共同調停期日又は各当事者との個別の調停期日を設けることができる。当事者は、調停のいかなる段階においても、調停人との個別の調停期日を求めることができる。調停期日は、電話会議、ビデオ会議又はその他の適当な手段によって開催することができる。

4. 調停人は、上記第3項の規定により予定された調停期日の前又は後に、両当事者が紛争の完全な解決に至るのを補助するため、一方当事者又は両当事者と直接面会し、又はその他の方法によって連絡を取ることができる。

5. 調停期日は、両当事者が別段の合意をしない限り、秘密で行われる。調停人及び両当事者は、調停期日の開始前に、その調停期日に第三者が参加することについて、速やかに通知されなければならない。その参加は、調停人及び相手方の同意を得なければならない。

6. 各当事者は、自己の裁量により、又は調停人が提案するとおり、調停人に対し、紛争の和解による解決案を開示することができる。

7. 調停手続きは、両当事者が合意した言語で行われる。その合意がない場合、調停人が調停言語を決定するものとする。翻訳が必要な場合は、翻訳を要求する当事者が翻訳の精度について責任を負うものとする。

8. 本センターは、一方当事者又は両当事者の要求により、要求した当事者の費用負担において、通訳サービスを手配することができる。

第九条：通知及び書面の回付

1. 調停手続きにおいて両当事者及び調停人との間でやりとりされる書面による通知及び書面は、本センターを通じて回付されるものとする。ただし、その通知及び書面が、それが他方当事者からは秘密に保持されなければならないとの明確な指示の下で、個別の調停期日において調停人に対して直接提出されたものであるときは、この限りでない。

2. 通知及び書面は、本センターによって、両当事者が提供した住所に送付されるものとし、その送付を記録する受領書、書留郵便、ファクシミリ、電子メール又はその他の通信手段による配達により送付することができる。

第十条: 調停における当事者の義務

1. 調停を進め、前向きな成果を以て速やかに終結できるよう相互に及び調停人と協力し、紛争の詳細を正確に提示し、並びに調停人の要請に応じて紛争に関連する情報及び書面を提供することを含め、誠意をもって調停に参加すること。
2. 法令に定めるその他の義務を遵守すること。

第十一条: 秘密保持

1. 両当事者が書面により別段の合意をしない限り、調停において作成され又は得られるすべての情報は、調停人、当事者及び調停に参加するすべての第三者によって秘密に保持されなければならない。
2. 調停和解合意のすべての内容も、その調停和解合意の執行及び実施のために開示が必要な場合を除き、秘密に保持される。
3. 個別調停期日において一方当事者と調停人との間で交換される情報は、その情報を提供する当事者が事前に同意しない限り、極秘に保持し、他方当事者に開示してはならない。
4. 調停手続きのいかなる部分についても、録音・録画、トランスクリプト又は正式な記録は作成されない。ただし、調停を実施するという目的のみにおいて調停人がメモを取る場合は、この限りではない。
5. 調停を通じてのみ入手することができる書面又は情報は、その後の裁判、仲裁その他の手続きにおいて証拠として使用されてはならない。両当事者は、調停された紛争又は同一の取引に関連するその他の紛争に関するものか否かを問わず、その後の手続きにおける証人として調停人を召喚してはならない。

第十二条: 調停和解合意

1. 調停和解合意は、書面で作成され、以下の内容を含むものとする。
   a. 調停の実施の根拠。
   b. 両当事者の一般的な情報。
   c. 紛争の概要。
   d. 成立した和解合意及びその実現方法。
   dd. **その他法律の規定に基づき両当事者間で合意した内容。**
   e. 調停人及び両当事者の署名。
2. 調停和解合意は、両当事者を拘束し、民法の規則の下で執行可能となる。

第十三条:　調停手続きの終了

1. 調停手続きは、次の場合に終了する。
   a. 当事者が調停和解合意を締結した場合。
   b. 調停人が、両当事者と協議の上、自身の見解によれば、調停手続きを継続することが前向きな結果をもたらす可能性がない旨を書面で宣言した場合。
   c. 一方当事者又は両当事者が、調停人に対し、調停手続きを終了することを希望する旨の書面による通知を送付した場合。
   d. 調停申立書を受領した当事者が調停を拒否した場合、又は本センターが定めた期間内に答弁書を本センターに送付することを怠った場合。
   dd. **本センターが定める調停費用の支払期間を徒過し、かつ、適切な措置が講じられない場合。**
2. 本センターは、調停人及び両当事者に対し、書面により調停手続きの終了を通知するものとする。

第十四条:　調停手数料及び費用

1. 調停手数料は、本センターの調停費用表に基づき算出され、以下のものから構成される。
   a. 申立手数料。
   b. 調停人の報酬。
   c. その紛争解決にかかる本センターの事務手数料。
2. 費用は、実際の支出に基づいて請求され、以下を含む。
   a. 調停人の旅費、宿泊費その他の費用。
   b. 当事者のその他の要求により生じた費用。
3. 当事者が別段の合意をしない限り、1(b)、1(c)及び2(a)の各項にいう手数料及び費用は、当事者間で均等に分配されるものとし、2(b)の費用は、要求した当事者が負担するものとする。当事者は、上記の手数料及び費用の未払い部分について、他方当事者に代わって支払うことができる。
4. 調停費用の支払いは、調停費用表及び本センターの具体的な指示に従って行われるものとする。本センターは、一方の当事者又は両当事者に対し、調停中に生じた費用の前払いを請求することができる。その前払金が当事者によって全額支払われない場合、本センターは、当事者が要求するサービスの提供を拒否し、又は調停人に対し調停手続きの停止を要求する権利を有する。
5. **調停手続きが終了した場合、本センターは、本条第2項に規定する実費を計算するものとする。前払金が実費を超え**

る場合、本センターは超過額を返還するものとし、実費が前払金を超過した場合、当事者は本センターに対し、未払額を支払うものとする。

第十五条:　総則

1. 調停人、ベトナム国際仲裁センター及びベトナム調停センターの職員は、当事者に対し、調停手続きにおける調停人による調停の実施に関連する作為又は不作為につき、いかなる責任も負わないものとする。ただし、その作為又は不作為が法律に規定する禁止事項に違反した場合はこの限りでない。
2. 本規則に明示的に定められていないすべての事項について、本センター及び調停人は、本規則の精神に則って行動し、紛争が公正かつ効率的に解決されるようあらゆる努力を尽くすものとする。

モデル調停条項

「この契約から又はこの契約に関連して生じるすべての紛争は、ベトナム国際仲裁センターの一部門であるベトナム調停センター(VMC)における調停を通じて、その調停規則に従って解決されるものとする。」

Disclaimer

This translation of the Mediation Rule is prepared by Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi branch ("NO&T"). Please note that the original version of this Mediation Rules is the Vietnamese version, and this translation is prepared and provided, and may be used, for reference purposes only.

In the event of any difference or discrepancy between this translation and the original Vietnamese version, the original Vietnamese version shall prevail. VIAC and NO&T shall not be liable for any loss or damage of whatever nature which may arise as a result of your use of this translation.

注意

この調停規則の日本語翻訳は長島・大野・常松法律事務所ハノイオフィスにより作成されました。この調停規則の原文はベトナム語版であり、この翻訳は、参照のみを目的として作成・提供されるものであり、その目的で使用することができることにご留意ください。

ベトナム語の原文とこの翻訳との間に齟齬又は相違がある場合には、原文であるベトナム語版が優先されます

VIAC 及び長島・大野・常松法律事務所ハノイオフィスは、この翻訳の使用により損害が生じたとしても一切の責任を負いません。